

外部評価の実施回数の緩和について（認知症対応型共同生活介護）

緩和要件を全て満たす事業所は、外部評価の実施回数の緩和の申請をすることができます。

申請の結果、全ての要件を満たすことが確認できた場合、外部評価の実施回数の緩和の適用を受け、申請年度分の外部評価を省略することができます。

なお、前年度に外部評価の実施回数の緩和の適用を受け、外部評価を省略した事業所は、今年度は実施回数の緩和の適用対象外となります。

<申請書の提出受付期間>

4月1日～4月30日

<提出書類>

1. 別添「大和市外部評価の実施回数の緩和の適用に係る事務取扱要領」第1号様式
2. 次の<緩和要件及び必要な添付書類>中、①～④の各必要添付書類

<緩和要件及び必要な添付書類>

	緩和要件	必要添付書類
①	実施回数の緩和の適用を受ける年度の前5年間において継続して外部評価を実施していること。（実施回数の緩和の適用を受けたことにより外部評価を実施しなかった年度は、実施したものとみなす。）	過去5年間の外部評価の実施状況が分かる書類 ※
②	実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において実施した外部評価の「神奈川県認知症対応型共同生活介護の外部評価機関選定要綱」（以下「県外部評価機関選定要綱」）に規定された「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市長に提出していること。また、「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、7の実施状況（外部評価）が適切であること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 前年度の自己評価及び外部評価結果 ● 前年度の目標達成計画
③	実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において、運営推進会議を6回以上開催していること。	● 過去1年間（実施回数の緩和を受けようとする年度の前年度）の運営推進会議の議事録等
④	③の運営推進会議において、構成員に市の職員又は地域包括支援センターの職員（以下「市職員等」という。）が含まれており、かつ実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において開催された運営推進会議に市職員等が1回以上出席していること。	運営推進会議の構成員及び出席状況が分かる書類

※ 実施回数の緩和の適用を受けようとする年度の「前年度の外部評価の実施状況が分かる書類」及び「前々年度の『外部評価の実施回数の緩和に係る適用通知書』の写し」で代替可能。

<提出方法>

介護保険事業者向け届出フォーム（e-kanagawa 電子申請）から申込みしてください。

（「7：外部評価の実施回数の緩和に係る申請書等の提出」を選択してください。）

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142131-u/offer/offerList_detail?tempSeq=114105